

令和4年度における東北地区の景品表示法の運用状況等

令和5年6月20日
公正取引委員会事務総局
東北事務所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

令和4年度における東北地区（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の6県）の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反被疑事件については、公正取引委員会事務総局東北事務所（以下「東北事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為をした事業者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和4年度における景品表示法の事件処理件数は、課徴金納付命令が1件、指導が7件の計8件であった（令和4年度の主要な処理事件は別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
表示事件	1	0	1	1	4	6	6	7
景品事件	0	0	(注)	(注)	1	1	1	1
合 計	1	0	1	1	5	7	7	8

（注） 景品事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局東北事務所取引課

電話 022-225-7096（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/

（東北事務所 HP）



2 表示事件

令和４年度に処理した表示事件は７件で、事件処理件数全体の大部分（８７．５％）を占めた。

その内訳をみると、優良誤認（景品表示法第５条第１号）が４件、有利誤認（景品表示法第５条第２号）が２件、おとり広告告示（景品表示法第５条第３号）が１件であった。

令和４年度においては、令和３年度に措置命令を行ったマイナスイオン発生器によるインフルエンザウイルス除去効果等に係る不当表示について、消費者庁が課徴金納付命令（２８６４万円）を行った。

表２ 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	３年度	４年度	３年度	４年度	３年度	４年度	３年度	４年度
優良誤認 （第５条第１号）	１	０	１	１	０	３	２	４
有利誤認 （第５条第２号）	０	０	０	０	４	２	４	２
第５条第３号に 基づく告示 （第５条第３号）	０	０	（注）	（注）	０	１	０	１
合 計	１	０	１	１	４	６	６	７

（注） 第５条第３号に基づく告示事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

3 景品事件

令和４年度に処理した景品事件は１件（事件処理件数全体の１２．５％）であった。

表３ 景品事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	３年度	４年度	３年度	４年度	３年度	４年度
懸賞景品告示	０	０	１	０	１	０
総付景品告示	０	０	０	１	０	１
合 計	０	０	１	１	１	１

4 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

消費者庁は、①事業者が講ずべき景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が当該措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

令和4年度に、東北事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が行った指導は7件であった。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

令和4年度に、東北事務所において受け付けた相談件数は146件であった。具体的な相談内容としては、①景品類の提供限度額に関する相談、②商品の効能・性能の表示に関する相談、③商品又は役務の価格等の取引条件の表示に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講習会・講師派遣

令和4年度において、景品表示法に関する事業者向けの講習会を1回開催した。また、事業者団体が開催する講習会に1回講師を派遣した。

併せて、消費者団体等からの依頼に応じ、宮城県（3回）、秋田県（1回）及び福島県（6回）において開催されたセミナーに計10回講師を派遣した。

これらの講習会及びセミナーにおいては、最近の違反事例の紹介を交えた景品表示法の意義・規制内容の説明を通じて、事業者や一般消費者等の理解増進を図り、不当表示等による消費者被害の未然防止に努めた。



いわき市立高久公民館（福島県いわき市）（令和4年7月）

3 関係行政機関等との連携

東北地区における景品表示法の執行力強化に向けた「景品表示法ブロック会議（北海道・東北ブロック）」（令和４年５月及び１０月）及び不適切な食品表示に関する監視強化等のための「東北ブロック食品表示連絡会議」（同年６月及び１２月）に参加し、景品表示法等の取組状況や課題等について、東北地区の関係行政機関との情報共有を図るなどして、景品表示法の適正な執行に努めた。

また、全国公正取引協議会連合会が主催する「公正取引協議会地方ブロック連絡会議（北海道・東北ブロック）」（令和４年１０月）及び山形県観光土産品公正取引協議会が主催する認定審査会（令和５年３月）に出席して意見交換を行い、業界団体との連携による事業者の適正な表示の促進に努めた。

令和4年度の主要な処理事件

1 課徴金納付命令

事件名	事 件 概 要	課徴金額 (円)
株式会社アップ ドラフトに対す る件 (R4.9.14)	株式会社アップドラフトは、「滝風イオンメディック」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり ① 令和元年5月1日から同年9月30日までの間に配布したカタログにおいて、あたかも、本件商品は2400万ions/cc以上のマイナスイオンを発生させ、本件商品を使用すれば、本件商品によって発生するマイナスイオンの作用により、6畳から最大80畳までの空間において、浮遊するインフルエンザウイルスを除去及び付着するインフルエンザウイルスを不活化する効果、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ菌、サルモネラ菌及びレジオネラ菌を除菌する効果、アレルギー物質、浮遊ウイルスを分解、除去する効果並びに衣類の付着臭を分解、除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。 ② 「Ameba」と称するウェブサイトにおける「滝風イオンメディック」と称する自社ブログにおいて a 令和元年11月21日に、あたかも、本件商品は2400万ions/ccのマイナスイオンを発生させ、本件商品を使用すれば、白血球が大きくなって、免疫力が高くなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。 b 令和元年11月27日に、あたかも、本件商品は2400万ions/ccのマイナスイオンを発生させ、本件商品を使用すれば、本件商品によって発生するマイナスイオンの作用により、最大80畳までの空間において、付着臭等を消臭する効果、血圧を下げる効果、電磁波を除去する効果、血流を促進する効果、活性酸素を除去する効果、関節炎を改善する効果、糖尿病を改善する効果、慢性肝炎を改善する効果、慢性腎不全を改善する効果及び動脈硬化症を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。 c 令和元年12月11日に、あたかも、本件商品を使用すれば、室内に浮遊する花粉を吸着、除去する効果並びに花粉症による涙目、かゆみ、鼻水及びくしゃみを解消する効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。	2864万

事件名	事 件 概 要	課徴金額 (円)
	【表示例】 前記①のカタログにおける表示の一部 New インフルエンザウイルスの生存率を 下げる事が実証されました。 一般社団法人 北里環境科学センター調べ 浮遊インフル エンザウイルス 除去試験 「滝風イオンメディック」 のウイルス除去効果は、 作動後15分間で対数減少 値を示したことから、ウ イルス除去効果があると 判断されました。 経過時間ごとの浮遊ウイルス 感染価 (対数値) の変化 付着インフル エンザウイルス 不活化試験 「滝風イオンメディック」 のウイルス不活化効果 は、作動後3時間で対数 減少値を示したことから、 ウイルス不活化効果があ ると判断されました。 …TAKI ION MEDIC(医療用物質生成器)は常に室内の空気をきれいにし自己の免疫力を高め正常な免疫力を保つことで花粉症の発症を防いだり緩和することが期待できます。また室内に浮遊する花粉を吸着、除去と室内の見張り番に是非1台 (詳細については令和4年9月14日報道発表資料「株式会社アップドラフトに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。) https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12350692/www-originsv.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/sep/220914keihyoutouhoku.html	

2 主要な指導事件

(1) 表示事件

ア 優良誤認（景品表示法第5条第1号）

事 件 概 要
A社は、自社が運営する浴場施設を紹介するチラシ等において、当該施設内の各浴槽の記載及び写真と共に、天然温泉等と表示することにより、あたかも、当該施設の全ての浴槽における温水が温泉であるかのように表示していたが、実際には、内風呂における温水は温泉ではなく、水道水及び井戸水を沸かしたものであった。
B社は、自社の店舗で販売する塩たらこ及び辛子明太子を紹介するチラシにおいて、卵巣の薄皮が切れておらず形状に崩れがない状態の写真を表示することにより、あたかも、当該店舗で販売する塩たらこ及び辛子明太子は卵巣の薄皮が切れておらず形状に崩れがない状態のものであるかのように表示していたが、実際に販売していた塩たらこ及び辛子明太子は、全て切れ子の状態のものであった。

（注）指導事件については、表示内容等を一部加工して記載（以下同じ。）。

イ 有利誤認（景品表示法第5条第2号）

事 件 概 要
C社は、写真撮影プランを提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、平日撮影料無料～2000年〇／〇（〇）まで等と表示することにより、あたかも、表示された期限内に撮影を行った場合に限り、平日の撮影料が無料になるかのように表示していたが、実際には、表示された期限後も平日の撮影料が無料になるものであった。

ウ おとり広告告示（景品表示法第5条第3号）

事 件 概 要
D社は、中古自動車の情報サイトに、自社が販売する中古自動車の情報を掲載することにより、あたかも、当該サイトに掲載している中古自動車を販売することができるかのように表示していたが、実際には、 (ア) 一部の中古自動車は、掲載期間の途中で売買契約が成立しており、売買契約成立後の掲載期間において、取引に応じることができないものであった。 (イ) 一部の中古自動車について、一般消費者からの問い合わせに対して、いまだ売買契約が成立していないにもかかわらず、既に売買契約が成立した中古自動車である旨を回答することにより、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為を行っていた。

(2) 景品事件（総付景品告示）

事 件 概 要
E社は、ガソリン、灯油又は軽油を一定量購入した者を対象に、先着△△名に、果物、菓子等を提供することを企画し、これを実施した。 しかしながら、当該企画において提供された景品額の価額は、景品額の提供に係る取引の価額の10分の2の金額を超えるものであった。

景品表示法による規制の概要

<表示>

優良誤認
(第5条第1号)

商品・役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

不実証広告規制(第7条第2項)

優良誤認に該当する表示か否かを判断するために、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは、当該表示は不当表示とみなす。

有利誤認
(第5条第2号)

商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれのある表示
(第5条第3号)

商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であって内閣総理大臣が指定するもの

- 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4 不動産のおとり広告に関する表示
- 5 おとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホームに関する不当な表示
- 7 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示(令和5年10月1日施行予定)

<景品>

一般懸賞
(昭和52年
告示3号)

懸賞に係る 取引の価額	景品類限度額	
	最高額	総 額
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

共同懸賞
(昭和52年
告示3号)

景品類限度額	
最高額	総 額
取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%

総付景品
(昭和52年
告示5号)

取引の価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の2/10

業種別
景品告示
(4業種)

- 1 新聞業
- 2 雑誌業
- 3 不動産業
- 4 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業

○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

（指導及び助言）

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び公表）

第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。